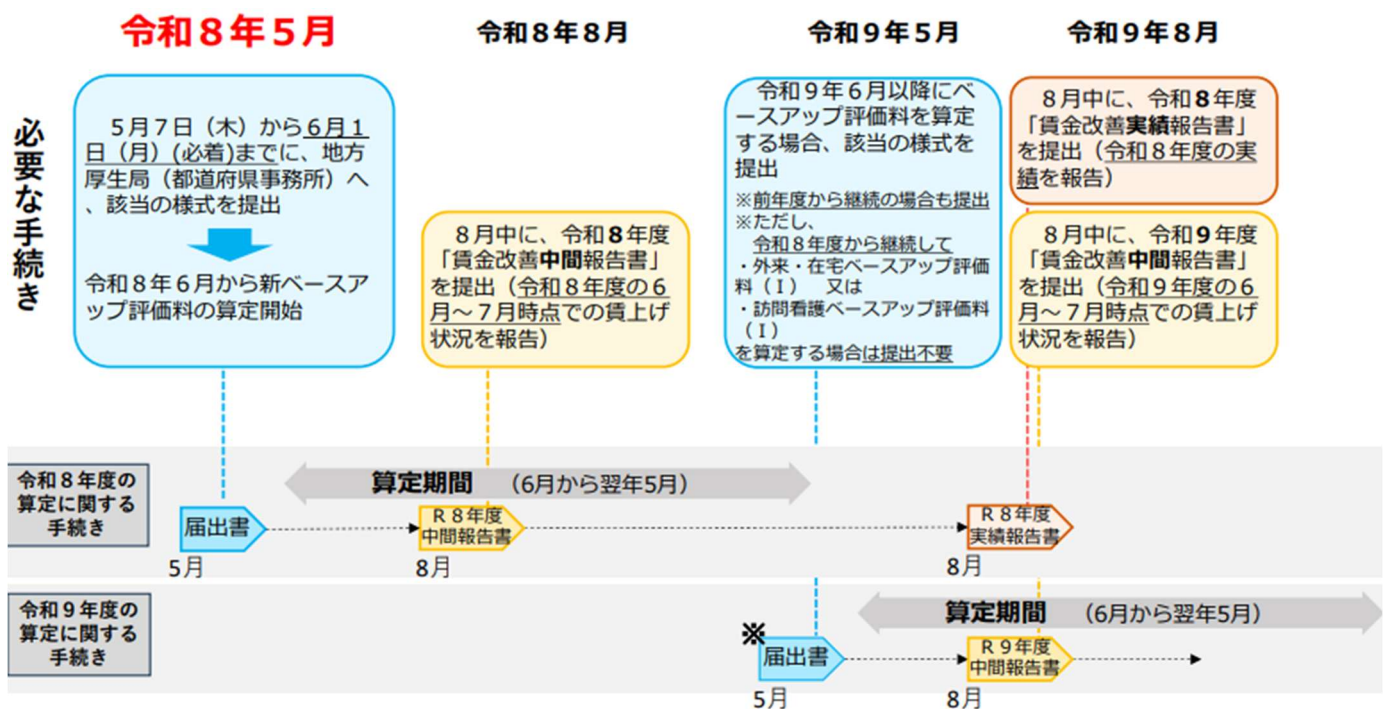


医療トピックス

令和 8 年 6 月からベースアップ評価料を算定するすべての医療機関・
訪問看護ステーション・薬局は 5 月中に当該様式の届出が必要です！

現在、ベースアップ評価料を算定していない医療機関等において令和 8 年 6 月から算定を開始する場合には 5 月中に届出を行う必要があります。具体的な流れは下記のとおりです。



令和 8 年 3 月時点において、病院は 93.9%、有床診療所は 70.0%、無床診療所は 59.2%の医療機関が届出を行っています。従業員の確保、定着率向上のためには外せない制度になりつつありますので、まだ算定していない場合は、シミュレーションを行ってみることをお勧めします。